

令和5年

第2回定例会

会議録

令和5年6月14日

令和5年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

令和5年6月14日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 | 2  | 会 期 の 決 定<br>〔議 長 諸般の報告〕   |
| 日程第 | 3  | 所管事務調査の報告について  |
| 日程第 | 4  | 閉会中の継続調査の申し出について<br>〔町 長 行政報告〕   |
| 日程第 | 5  | 一 般 質 問  |
| 日程第 | 6  | 報告第 1号 令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について  |
| 日程第 | 7  | 報告第 2号 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について                                    |
| 日程第 | 8  | 報告第 3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について   |
| 日程第 | 9  | 承認第 1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて                             |
| 日程第 | 10 | 議案第 1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 | 11 | 議案第 2号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 | 12 | 議案第 3号 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 | 13 | 議案第 4号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第5号)について   |
| 日程第 | 14 | 議案第 5号 工事請負契約の締結について   |
| 日程第 | 15 | 発議第 1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について                                 |
| 日程第 | 16 | 発議第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について  |
| 日程第 | 17 | 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について |

- 日程第 18 発議第 4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する  
 高校教育を求める意見書の提出について
- 日程第 19 発議第 5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の  
 提出について

### ◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
 [議長 諸般の報告]
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について  
 [町長 行政報告]
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書に  
 ついて
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費  
 繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 9 承認第 1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決  
 処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
 ついて
- 日程第 11 議案第 2号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 3号 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
 弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 4号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第5号)につい  
 て
- 日程第 14 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 発議第 1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求め  
 る意見書の提出について
- 日程第 16 発議第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 日程第 17 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、  
 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保  
 障の実現に向けた意見書の提出について

日程第 18 発議第 4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する  
高校教育を求める意見書の提出について

日程第 19 発議第 5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の  
提出について

◎ 出席議員（12名）

議 長	打越東亜夫
副 議 長	萩原徹
議 員	薄木晴午
〃	飯田隆一
〃	室井正行
〃	塚本眞
〃	西海谷望
〃	小梅洋子
〃	小野寺真
〃	小林くにこ
〃	出崎太郎
〃	大門和幸

◎ 出席説明者

町 長	照井誉之介
副 町 長	田畑明
教 育 長	出崎雄司
総 務 課 長	岸田礼治
まちづくり推進課長	尾山徹
財 政 課 長	長尾恵一
税 務 課 長	西海谷靖
町民福祉課長	畑 竜哉
健康推進課長	白鳥智子
健康推進課参事	若狭巧
産業振興課長	竹内強
追分観光課長	国仙敏孝
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	畑 明日香

出 納 室 長  
学 校 教 育 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 主 幹  
まちづくり推進課主幹

岸 田 真 由 美  
宮 津 宗 介  
安 田 克 臣  
森 直 彦  
秋 山 悦 子

(議会事務局)

局 長  
書 記

梅 川 年 代  
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和5年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、8番室井議員、9番飯田議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

議員の皆さんにとっては、4年の任期、最後の定例会になります。色々な思い入れ

がいっぱいあることだと思えますけど、どうか今日活発ながらもですね、議事進行に協力して頂き、スムーズな議会運営をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

まず委員会報告として、1、委員会の開催状況について報告致します。5月23日、6月2日の2日間、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

2、今定例会の議案、一般質問等について。今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をはじめ5件の議案が提出されている他、報告3件、承認1件、議員発議5件、一般質問は4名の通告であります。詳細については、お手元に配布してされている通りでございます。

3、会期の日程について。議案審議内容などの観点から会期日程を、本日6月14日の1日間とすることと致しました。

4、一般質問等については、従来通りでございます。これまでとは何ら変わっておりますので、今、議長の方からも報告あると思えますけど、よろしくお願い致します。

以上で議運の報告と致します。

終わります。

**(議長)**

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりしたいと思いますますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については本日1日とし、議会運営については委員長の報告のとおり、決定致しました。なお、議場内の喚起のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

**(議長)**

次に、議長から諸般の報告を致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりですのでありますので、ご了承願います。

**(議長)**

日程第3、所管事務調査の報告について、まず総務産業常任委員会に付託されております、令和4年第4回定例会、発議第5号、洋上風力発電事業に関する事務調査を議題と致します。

本案については、委員長の報告を求めます。

小梅委員長。

**「小梅委員長」**

はい。

**「小梅委員長」 (報告)**

おはようございます。(「おはようございます」の声)

総務産業常任委員会より、令和4年第1回定例会、発議第5号、洋上風力発電事業に関する事務調査を行いました。それを報告致します。

2番調査期日及び内容は、下記の通りですので、ご覧頂ければと思います。

3番調査の目的、洋上風力発電は、大量導入、コスト低減、経済波及効果などが期待され、カーボンニュートラルを目指す日本としても再生可能エネルギーの切り札とされている。檜山沖においても、今後再エネ海域利用法に基づく促進区域への指定に向けた取り組みの強化が急がれるところであり、同時に洋上風力発電事業に関する諸課題に対しても協議を加速する必要がある。

このような状況下において、当委員会として既に導入実績のある先進地への導入経過や諸課題への対応状況などを確認し、それらを参考とした上で当町として想定される課題を把握し、今後どのように事業を進めていくべきかを調査したものである。

4、先進地の行政視察です。このことに関しましては、別に行政視察顛末書として他に添付してありますので、ご覧下さい。中身は説明の概要、質疑の概要、あとちょっと一部写真を添えてありますので、ご覧頂ければと思います。

5番目、当町の現状。平成30年、国は海外において低コストで導入されている海上風力発電を国内に取り入れるために、海域の占用ための取り決めや、漁業や海運業などの利用関係者との調査の枠組みを整備する事を目的に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関わる海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法が施行。令和元年6月には、本法律に基づき促進区域指定ガイドラインが制定され、一定の準備が進んでいる区域、有望な区域、促進区域の基準が示されたところである。

これらの動向に対応し連携や検討を行うために、令和2年1月、江差、上ノ国、厚沢部、乙部、奥尻、せたな、今金、八雲の8町及び北海道、ひやま漁協、ハートランドフェリーの計11団体の構成による檜山管内洋上風力連絡協議会が設立され

た。令和2年7月に北海道檜山沖として一定の準備が進んでいる区域と公表され、翌令和3年2月に連絡協議会を事業推進協議会に改名し、乙部町を除く10団体で洋上風力発電事業の推進に取り組む形となったものである。

調査の結果と意見としまして、(1)番、地域住民の理解。これまでの国内外で得られた科学的知見によると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられているが、静かな環境においては、風車騒音がわずらわしいと感じる人もおり、これにより睡眠への影響を及ぼす可能性があることが示唆されている。住民の生活環境や健康に害を与える可能性についての十分な説明を行うと共に、地域の振興や活性化に繋がる事業としていくため、洋上風力発電事業の意義についても、理解して頂く必要性がある。

次、漁業などへの影響です。漁場は漁業者にとって非常に大切であり、将来に渡り漁業資源を守り育てていく上で、非常に重要なものである。一方で自然環境を活用した政策との協調共生も、今後においては必要なものである。

また、対象海域における船舶の通航や漁業活動状況などの海上交通についても、調査、分析、検討が必要である。

これらを踏まえ、漁業、海運業関係者との十分な協議を踏まえ、理解、納得した上で取り進める必要がある。

次に、自然環境の保護の保護です。洋上風力発電における環境への影響として考えられるのが、建設時における海水の濁りや海底地形の改変、海流の変化、稼働後における水中音、バードストライクなどが考えられる。これらの環境変化に伴い、生物の生息環境の悪化や行動阻害等が想定されるため、既に稼働している洋上風力発電所での状況について情報収集を行い、一定程度の知見を有した上で、環境保護に配慮していく必要がある。

景観への配慮です。陸地から風車までの距離が近い場合、見る人には圧迫感を与えるものであり、また当町のシンボルでもある檜山道立自然公園の特別区に指定されているかもめ島の眺望景観を損ねる事が無いような設置場所の設定が必要である。

今年度、再生可能エネルギーゾーンング事業に取り組まれることから、これらの事を踏まえた上で、綿密な協議検討の元でゾーンングマップを作成願いたい。

総括です。先般のメディア報道にもありましたが、今年度に有望な区域に選定されるとのことで、早ければ来年にも促進区域に指定される可能性が生じて来たところである。これまでの町としての動向を見ても、少し遅きに失している点は否めないところではあるが、ここまで来た以上、今後の状況を見据えた上で、迅速な対応が望まれるところである。

洋上風力発電事業においては、前述の他にも地元企業の請負体制や工事関係者の宿泊設備の確保、漁業者を始めとした地域住民への還元、町への収入など、協議検討を要する課題も多々あるため、先を見据えた中で想定される課題を総合的に整理

するためのオリジナルマッピングの作成を早期に行うことも必要である。  
以上でございます。

**(議長)**

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

ありませんか。ありませんので、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
洋上風力発電事業に関する事務調査について、委員長の報告のとおり了承すること  
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。  
よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決定致しました。

**(議長)**

次に、社会文教常任委員会、常任委員会に付託されております、令和4年第4回  
定例会、発議第6号、江差町の次世代支援に関する事務調査を議題と致します。

本案については、委員長の報告を求めます。  
小野寺委員長。

**「小野寺委員長」**

はい。議長。

## 「小野寺委員長」（報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

社会文教常任委員会の事務調査の報告を致します。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告を致します。

調査事件と致しましては、令和4年、第4回定例会で発議第6号、江差町の次世代支援に関する事務調査を起こしました。

2の調査期日及び内容については、以下のとおりでございます。

3番目、調査の結果についてであります。人口減少社会の中において、江差町でも15歳未満人口は、平成14年で1,397人、平成24年で941人、令和4年474人と、急速な少子化の進行にあります。国では少子化の進行を踏まえ、次世代育成支援を推進するため、子ども子育てに関する法制度を累次見直して、平成24年8月、子ども子育て支援法が制定され、そしてこの法律に基づき、当町で第2期江差町子ども子育て支援事業計画、期日は令和2年度から令和6年度まで、これが進められております。

当委員会としても、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告に関して検証し、第2期の江差町子ども子育て支援事業計画の事業の進捗状況、そして今後の課題について調査した結果について、次のとおり意見を付して提出致します。

意見と致しまして、まず1つ目。第2期江差町子ども子育て支援事業計画の進捗状況についてであります。国の制度改正と合わせて、幼児教育、保育の無償化が進められ、また、私立江差幼稚園が令和2年度、2020年から幼保連携型認定こども園へ移行、また、町の独自事業として学校給食の全額補助、子どもの遊び場の充実、子育て世帯の住宅新築や中古住宅購入助成制度を今年度令和5年度からスタートするなど、着実に進められております。

都市部でみられる待機保育児童などの問題はありませんが、人口減少、児童数の減少に伴う当町全体の事業計画、供給体制についても再検討が迫られており、次期の江差町子ども子育て支援事業計画の策定を的確に進める必要があります。

2番目と致しまして、北部地区の保育所整備についてであります。北部に所在する日明保育所と水堀保育所については、施設の老朽化と児童数の減少に伴う供給体制の検討、施設統廃合の検討は待ったなしの状況であり、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告で指摘されている事項でもあります。

北部地区の保育所整備の進め方によって、北部地域のまちづくりを大きく変えることが想定されます。これらの保育所は、その地域の子どもにとっても、父母にとっても、身近で利用しやすい施設であり、地域住民にとっては大事な地域資源でもあります。

今後の整備の進め方については、江差町の保育環境の現状、今後の見通し、北部地域のおかれている地域状況を関係地域の住民にも説明し、今後利用が想定される

父母等の要望や考え方など十分に聴取把握し、理解を得ることが重要と考えます。

3番目と致しまして、学童保育所について。

1つ、なかよし児童会、江差小学校にありますこのなかよし児童会は、現在、元の町立あすなろ幼稚園後を整備し利用しておりますが、スペース的にも十分確保され、児童も伸び伸びと利用していることが確認できました。

2つ目、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告で指摘されている事項について、なかよし児童会、江差小学校にあります、それとつばさ児童会、南が丘小学校にあります、この支援員補助員を配置して、開設時間延長午後5時15分までだったのを午後6時まで、これを実施し改善が図られております。

3つ目として、父母会で運営している水堀学童保育所の町立化への移行について、必要となる支援員の人材確保が急がれます。

4つ目、病児、病後児保育サービスについてであります。保育所に入所中の園児が、病気の回復期や保育中に体調不良となり、集団保育が困難な場合に、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業であります。当町では専門保育室の確保や看護師の配置などの課題があり実施はしていません。保育園児が安心して通院でき、父母に対する就労支援にもなるサービスでもあり、引き続き今後の検討課題としていく必要があります。

最後5番目。障がい児支援についてであります。江差町は、上ノ国町の子ども発達支援センター、同じく上ノ国町のNPO法人による放課後デイサービス、たまみずきと言いますが、これを利用しております。江差町民の利用児童保護者が利用に際しての相談、実際の利用にあたっての個々の相談などについて、江差町と上ノ国町の両施設と連携を今後も密に進めていくこと。

以上のことを現じて述べて、報告と致します。

**(議長)**

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決します。

江差町の次世代支援に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決定致しました。

**(議長)**

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

みなと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

**(議長)**

次に、町長及び教育長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

町長。

**「町長」** (行政報告)

はじめに、令和4年度江差町各会計決算見込みについてご報告申し上げます。

令和4年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額63億6,668万円に対し、歳出総額60億9,934万1千円、歳入歳出差引2億6,733万9千円となりました。このうち、繰越明許費の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源として、2,5

69万円を差し引いた後の実質収支が2億4,164万9千円となりました。このうち、地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、1億3千万円を財政調整基金に積み立てし、残額1億1,164万9千円は令和5年度に繰り越し致しました。

令和4年度決算におきましては、財政調整基金から1億円を繰入することとしていましたが、財政調整基金からの繰入額を3,000万円に抑制することができました。これにより、令和4年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、25億1,062万9千円となりました。

なお、歳入の面では町税や地方交付税交付金が当初見込みを上回ったこと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を各種事業の財源として充当できたこと、歳出の面では各種建設事業費の減少や特別会計への繰出が当初の見込みを下回ったことなどが、収支の結果につながったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、令和4年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和4年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において、営業収益で2億5,417万2千円、営業費用では2億8,515万4千円となり、3,098万2千円の営業損失となるものです。

また、営業外収益は2億1,106万7千円、営業外費用では4,119万9千円となり、1億6,986万8千円の利益を生じ、営業損失と合わせて1億3,888万6千円の経常利益となりました。これに当年度の特別利益損失196万6千円を加えた1億4,085万2千円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億4,085万2千円に、前年度の繰越利益剰余金3億1,218万3千円を合わせた4億5,303万5千円が利益剰余金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

最後に寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和5年6月9日、兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3-7-14、シンエナジー株式会社 代表取締役 乾 正博様より、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、300万円のご寄附がございました。企業版ふるさと納税の用途につきましては、北の江の島事業における基本設計等の各種事業を推進するために活用させていただきます。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に対し、厚くお礼申し上げます。

(議長)

はい。次、教育長。

「教育長」(行政報告)

寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和5年6月8日、株式会社 五勝手屋本舗 代表取締役 小笠原 敏文様より、町立小中学校全ての児童生徒及び教職員に対し、地元の農産品を使用して作られた、五勝手屋本舗復刻羊羹を提供頂きましたことをご報告申し上げます。

この羊羹は、2016年から町の三業懇話会にて取り組まれてきた紅金時から始まる喜よ豆プロジェクトにより、収穫されたかつての時代に使われていた、いんげん豆を使用して作られる貴重な復刻羊羹であり、今回子どもたちへ産業や食育といった観点から、五勝手屋本舗様からの申し出により、ご提供頂くこととなったものでございます。子どもたちにとりましても、地域の農産物の歴史や羊羹に至るまでの過程といったことを通じ、新たな学びを提供して頂けたものと認識しております。

以上、行政報告申し上げますとともに、改めましてご提供を頂きました五勝手屋本舗様に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

次に、日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、4名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次これを許可致します。

まず塚本議員の発言を許可致します。

塚本議員。

「塚本議員」

はい。議長。

第2回の定例会におきまして、私から2問の質問をさせていただきます。

まず初めにですが、第1問目、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の取り組み状況についてであります。令和3年5月にデジタル社会形成基本法地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が施行されております。全国ではマイナンバーカードの紐づけや証明書関連で、様々な問題が新聞紙を賑わしているところでありますが、重要取り組み事項としても行政手

続きのデジタル化、オープンデータの公開、スマートシティの実現、あるいは人材育成、環境整備などを含めた重要取り組み事項としての項目があげられているところでもあります。

このデジタルトランスフォーメーション推進計画の取り組みに当たって、江差町としてはこれの町版のDX計画を作成するのか、あるいは作成した場合の効率的業務の効率化や、セキュリティ対策を徹底していくことが重要と考えますが、どのような体制で取り組んでいくのかをお伺い致します。

(議長)

はい。町長。

「町長」

塚本議員の1問目、自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進計画の取組状況についてのご質問にお答え致します。

自治体におけるデジタルトランスフォーメーションは、新たな日常の原動力として制度や組織の在り方をデジタル化に併せて変革していくものとされ、関連する法律の一つデジタル社会形成基本法では、地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策の策定と実施する責務を位置付けているところでございます。

このような状況を踏まえ総務省は、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、全自治体がデジタル社会の構築を進めるための重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化など6項目を示しています。

議員ご質問の町の計画策定に関しては予定しておりませんが、当町ではマイナポータルサイトを活用した行政手続きのオンライン化をはじめ、自治体情報システムの統一化に向けた取組を進めているほか、マイナンバーカードの普及促進を図る中で、カードの交付率は70%を超過する状況となっています。

昨今報道されているマイナポイントの誤った紐づけ等に関しましては、江差町では確認されていませんが、町民からの問合せや相談に対しては、随時対応していくこととしております。

また、業務の効率化とセキュリティの対策の徹底につきましては、この春、総務課に關係課や關係機關等との調整情報共有等を図るなど、中心的に業務推進する担当職員を配置したほか、町が保有する情報資産の機密性や完全性を維持するため策定している江差町情報セキュリティポリシーを基本にセキュリティ対策を講じながら、全庁的横断的な体制により当町のデジタルトランスフォーメーションに取り組んで参る考えであります。

(議長)

いいですか。塚本議員。

「塚本議員」

はい。

改めてですが、このマイナンバーによるポイントの付与、これについては問題ないという話を伺いましたが、昨今、非常に新聞を賑わしている口座の違う人への紐づけだったり、子どものマイナンバーカードが親の名前で名義になっているとか、色んな部分で総務省、あるいはデジタル庁からの全国的な確認作業が指示されているというふうに伺っていますが、江差町でもそういう部分での調査が行われているのか。ヒューマンエラーというか、人為的な入力ミスによる手続きの不具合、これらについては、もう確認作業が終わっているのか、これからやるのか、その辺についてお伺い致します。

(議長)

はい。誰、答えるの。

総務課長が。誰。振興課長。

「産業振興課長」

はい。

マイナポイントの関係なんで、私の方からちょっとお答えをさせていただきます。

まず国の方では、5,400万件を総点検したそうです。その中で先程言われた誤登録の可能性が高いもの、まったくの別人というのが748件ありまして、それと、公金の受け取り口座が子どもの含めてですね、誤りが13万件あるということで新聞に掲載されてました。で、その中でですね、今、国では誤りと思われる方に対して通知を行い、登録をし直すようになっていう通知が、今、回っているところでございます。で、その通知が各家庭に届いて、江差町だとかに相談があった場合について対応していくという流れになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

いいですか。はい。塚本議員。

「塚本議員」

このデジタルフォーメーションの関係については、特にマイナンバーカードで諸問題が次々発覚しております。今後におかれましても、マイナンバーカードを取得した町民のマイナンバーカードに対する不信感が抱かれないように、きっちりとし

た対応をよろしく願いして、第1問目を終わらせて頂きます。

(議長：はい。2問目)

2問目に入らせて頂きます。

新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についてであります。この課題については、昨年12月にも他の議員からも質問がありましたが、改めて整理して内容について確認させていただきます。

まず令和4年12月文化庁、これはスポーツ庁も含めてですが、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出されております。このガイドラインの中身は、事前にそちらにもお伝えしておりますが、学校の部活動、新たな地域クラブの活動、学校部活動の地域連携や地域クラブへの意向に向けた環境整備、あるいは色んな大会への在り方の見直し、これらが提言されております。

令和7年度までの3年間を改革推進機関としておりますが、江差町としてこの対応に既に取り組んでいる、今後取り組んでいこうとしている中身について、一定程度お示しを願いたいと思います。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

塚本議員から新たな地域クラブ活動を整備するために、必要な対応についてのご質問についてご答弁致します。

議員ご承知のとおり、昨年12月、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とした、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが国から示されたところでございます。これを受け、北海道教育委員会では、本年3月に北海道部活動の地域移行に関する推進計画が策定され、当該計画の中で今後の市町村の取り組みの在り方などについて示されたところでございます。

ご質問の江差町としての対応でございますが、昨年の第4回定例会において、お2人の議員のご質問にお答えしているとおおり、教育委員会と致しましても、具体的な協議を進めるために、本年5月にスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会などの関係機関や、学校、保護者などで構成する協議会を立ち上げ、部活動の地域移行の目的や、町内中学校の状況について情報を共有し、かつ、今後の取り組みについて確認をしたところでございます。

具体的な取り組みと致しましては、まずもって地域のニーズを把握することを目的に、児童、生徒、保護者へのアンケート調査を実施するとともに、各競技ごとの指導者のリストアップなど、情報収集を行うこととしております。

また、団体競技においては、近隣町との連携も不可欠なことから、今後の方向性

などを協議して参りたいと考えております。

一方、部員数の減少により、現在も学校単独でチーム編成が困難な部活動があることから、地域移行の協議と合わせ、在学中の生徒の部活動の支援につきましても、学校と連携し取り組んで参りたいと考えてございますのでご理解願います。

**(議長)**

はい。塚本議員。

**「塚本議員」**

この部活動の関係は非常に多岐に及ぶ運動部だけじゃなく、文化部も含めた非常に調整が多岐にわたる課題と認識しております。これからも色んな部分での調整作業が必要だと思いますので、子ども達の文化活動、あるいは運動活動の支障がないよう、すんなり移行出来るようにしっかり調整をお願いして質問を終わりにします。

**(議長)**

よし。

はい。以上で塚本議員の一般質問を終わります。

**(議長)**

次に出崎議員の発言を許可致します。

出崎議員。

**「出崎議員」**

私からは、2問お伺い致します。

まず、防災計画について。

江差町防災会議により、江差町地域防災計画が3月に全面改訂され、議会全員協議会においてその説明がなされました。以下について、質問させていただきます。

1つ目、住民への避難情報の伝達方法について。

避難指示が発令された場合の住民への周知方法について、高齢者からメールやアプリの操作に不慣れで対応出来ないとの声があります。防災無線等、他の手段について検討する考えはありませんか。昨年の厚沢部川水位上昇に際しての経験を踏まえて、どういう考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。(議長：誰答えるの。誰。)

2つ目、災害廃棄物処理実行計画の作成について。

被災後の廃棄物の処分は、その後の復旧復興に大きく影響します。災害廃棄物処理計画では、分別搬入を前提に仮置き場の候補地が示されています。実行計画は災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で作成することになっていきますが、迅速に対応するためには、事前にケーススタディをしておいて欲しいと思う

んですが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員からの防災計画についての2点のご質問にお答えを致します。

始めに、住民への避難情報の伝達方法に関するご質問でございます。

災害に関する住民への広報等につきましては、江差町地域防災計画において、住民に対し正確かつ、わかりやすい情報を迅速に提供することにより、噂などによる社会的混乱の防止を図り、適切な判断による行動を支援するものとしております。

現在、当町における避難情報等の周知は、吹鳴装置や広報車、緊急速報エリアメール、町の公式LINEやYAHOO防災速報などのアプリケーションのほか、町内会など地域の協力を得た個別訪問などを組み合わせ対応しているところでございます。

昨年の河川水位の上昇は、比較的時間の猶予があり、戸別訪問など含めた周知が可能でしたが、津波情報などできるだけ短時間で地域の皆さんへ周知しなければならない場合には、防災無線等が果たす役割は大きく、その必要性は私も認識しているところでございます。引続き伝達手段や整備維持費用、財源手当てなど検討して参ります。

続いて2点目の災害廃棄物処理実行計画に関するご質問にお答えを致します。町の災害廃棄物処理計画は、地震、津波、洪水の各災害による最大被害想定を基に廃棄物の発生量を推計し、衛生的かつ迅速な処理、分別再生利用の推進などの基本方針を掲げ、災害応急の初動期や復旧復興期における処理内容を規定しています。災害廃棄物は、処理期間の短縮や低コスト化等の観点上、搬入時から分別を徹底することが重要とされております。当町では災害廃棄物の発生量に応じ、住民自らも持ち込める町内8カ所の仮置場候補地を想定しており、受入時の分別、集積後の粗分別等を経て、粉碎や焼却を通じた最終処分場への運搬のほか、再使用、再生利用での活用を図ることとしていただいております。議員ご質問のとおり、処理計画を基とする実行計画は、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で作成することとしておりますが、同様に災害時の応援協力を締結している民間事業者や団体、他市町村等の被災状況等を踏まえつつ、地域住民の理解もどのように得ることが出来るのか、逐次判断する必要があるものと考えております。

有事に備え、日頃の準備想定が重要との認識は議員と意を同じくしており、関係課や関係機関との連携、対応能力の向上に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。いいですか。

はい。出崎議員。

「出崎議員」

ちょっと2点目のですね、災害廃棄物の処理計画、実行計画なんですけど、結構、計画書を見てもですね、ボリュームが大きいんですよ。だから、災害が発生した時にですね、なるべく早くその仮置き場を設定したり、それから実際的に対応するためにケーススタディをして事前にしておいてですね、ある程度準備しておくということが必要なんじゃないかなというのが質問の趣旨なんですけど、そのあたり如何でしょうか。

(議長)

誰。はい。総務課長。

「総務課長」

ただ今のご質問にお答え致します。

まず仮置き場につきましては、先程ご答弁させて頂きましたとおり、町内8か所を想定してございます。災害発生した箇所、または、その搬入口、搬出経路等を踏まえて、この8か所の中から候補地を選定していくということで考えてございます。また、改めてと言いますか、事前にそういったことを想定しておく、ケーススタディに関しましては議員がおっしゃるとおりだと思います。当然、職員の事前の研修ももちろんですし、関係機関との協力関係、そういったものを踏まえながら、有事に備えて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(議長)

よし。いいですね。

「出崎議員」

はい。わかりました。

(議長)

はい。以上で、出崎議員・・・(事務局長：違います、違います) あああ、出崎議員。

「出崎議員」

2点目について・・・。はい。

2点目についてお伺いします。

带状疱疹のワクチンについてなんですけど、近隣町の動向を見まして、住民から带状疱疹ワクチンの接種について、我が町でも費用の補助をしてもらえないかという要望

があります。これについて、検討して頂けますでしょうか。

**(議長)**

誰、答えるんだや。

はい。町長。

**「町長」**

出崎議員の2問目、带状疱疹ワクチン接種に対する費用助成のご質問にお答えを致します。

带状疱疹は、小児期等に水痘にかかり、治癒後も体内に潜んでいたウイルスが加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下などにより再び活性化し、带状疱疹として発症します。50歳以上になると発症率が上昇し、80歳までに3人に1人が発症すると推定されています。带状疱疹の予防としてワクチン接種があり、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類で、接種回数や発症予防効果に違いがあります。ワクチン接種は任意接種で、接種を希望する場合は全額自己負担となりますが、接種費用に対して助成を行っている自治体もあり、檜山管内では上ノ国町、せたな町、今金町の3町が費用助成を行っております。せたな町、今金町は50歳以上の方を対象に定額助成で差額は自己負担、上ノ国町は60歳以上の方を対象に上ノ国町内医療機関で接種した場合は、自己負担なしという助成になっております。

議員からご指摘の接種助成に対する検討についてでございますが、国では带状疱疹ワクチンにつきまして、予防接種法上の定期接種化に向け、期待される効果や導入年齢に関して継続的に検討しているところでございます。江差町では、定期予防接種である高齢者を対象としたB類疾病のインフルエンザと高齢者肺炎球菌ワクチンに対し、定額の費用助成を行っておりますが、带状疱疹ワクチン接種につきましては、国の見解や発症予防効果を含む医学的根拠及び定期予防接種化の動向などを考慮し、今後の検討課題とさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

**(議長)**

いいですか。出崎議員。

**「出崎議員」**

いいです。

**(議長)**

はい。

以上で出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

小梅議員。

「小梅議員」

はい。

それでは、私の方からは、介護予防について伺い致します。

介護予防と言っても幅が広いと思いますけども、転倒防止についてお伺い致します。

高齢者が要介護状態になる原因の一つに転倒がありますが、それを防ぐ方法として、手すりの設置が有効と言われています。手すりの取り付けは、介護認定を受けて介護保険制度の活用でなされているようですが、介護度が進んでからの状態では、うまく活用されていない印象を受けています。本当の予防は、もっと以前の段階で身体的機能にゆとりのある時から、手すりなどの対応を生活の一部に習慣づけておくことが大事だと思います。そうすることによって、いざという時もうまく順応出来ると考えます。体のバランスが悪くなり不安を感じはじめたら、介護認定に至る前に玄関先や風呂場、トイレなどへの手すりの取り付けを考えるべきだと思うのですが、高齢者在宅支援事業の中で、費用の一部助成の対策などは考えられませんかでしょうか。

「町長」

議長。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小梅議員の介護予防転倒防止に関するご質問にお答えを致します。

高齢者が要介護状態になる前に手すり設置を行うことで、介護予防に繋がる手立てとなることが考えられるため、介護保険制度下ではなく、高齢者在宅支援事業の中で検討すべきではないかとお尋ねでございました。

介護保険制度の住宅改修は、要介護要支援認定の判定を受けた方がより安全な生活を送れるよう生活環境を整えるための手すり取り付け、段差解消、扉の変更等の6項目に対し、20万円を上限として費用の7割から9割が住宅改修費として支給されている制度でございます。

第8期江差町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画期間の令和3年度から4年度の2年間の当町の実績においても、手すりの取り付けは7割を占めております。また、介護度別の手すりの取り付けは、要支援2及び要介護1がもっとも多く、介護度が比較的軽度の方が多いことも確認しており、手すり取り付けの需要が高いことを認識し

ております。

また、介護保険制度では、第1号被保険者の65歳以上の方で介護が必要になった方、第2号被保険者の40歳から64歳の方で16の特定疾病に該当する方で、介護が必要となった時には要介護要支援申請を行い、住宅改修費の手続きを進めることができます。

また、障害者手帳を所持している方についても必要な要件を満たすことで、障害者住宅改修費の手続きを行うことができます。

制度利用以外では、町内に住所を有している方に対して、江差町住宅リフォームプレミアム商品券を活用して、手すりの設置も対象となっております。このことから、現行の利用状況を踏まえ、今年度進めております第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたり、策定委員会の議題として要介護要支援認定前的高齢者福祉施策の中で、手すりの取り付け等が介護予防に繋がる手立てとなるかを協議を重ねた上で、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

**(議長)**

いいですね。

はい。小梅議員。

**「小梅議員」**

はい。再質問です。

今、お答え頂きまして、介護保険制度での手すり設置については、軽度者の軽度の方々の需要がかなり多い事は理解できました。その上で、介護予防に繋がる効果的な手すり設置をしていくには、リハビリの専門職などの助言が重要だと思います。

現在、どのような専門職が手すり設置などの住宅改修に関わっているのか。また、今後リハビリ専門職の方々から意見が得られる仕組みなど、お考えがあったら教えてください。

**(議長)**

はい。誰だ答えるの。

ん、誰。

はい。高齢あんしん課長。

**「高齢あんしん課長」**

小梅議員のご質問にお答え致します。

現在、介護保険制度で行われている手すり設置等の住宅改修費の申請については、担当のケアマネジャーが住宅改修が必要な理由書を作成し、身体状況、介護状況、住宅改修により日常生活をどう変えたいかをとという内容をご本人と共に確認し、専門的

な視点で理由書を作成しております。

また、担当のケアマネジャーがいない方については、地域包括支援センターの専門職が理由書を作成しております。住宅改修については体の機能からより効果的な改修が行えるようリハビリ等専門職の意見は、小梅議員がおっしゃるとおりだと、必要だと考えております。

高齢あんしん課においても町の施設や介護事業所で働くリハビリ専門職10名の方にご協力を頂き、昨年度より地域リハビリテーション活動運営委員会の準備委員会を経て、今年度より本格的に活動を開始したところでございます。リハビリテーション運営委員会の中でも、住宅改修への専門職の助言が行える仕組みについて、今後検討して参りたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

**(議長)**

はい。いいですね。

はい。小梅議員。

**「小梅議員」**

はい。ありがとうございました。

今、地域リハビリテーション活動運営委員会なる、なんか名称を聞きまして、そういうのが動いているんだと思って、大変心強く感じました。その中で、リハビリ専門職の方10名の御協力を得ているとありますけども、どのような方々なのか、差し支えなかったら、お知らせ願えませんでしょうか。

**(議長)**

はい。高齢あんしん課長。

**「高齢あんしん課長」**

小梅議員のご質問にお答え致します。

協力して頂いている方々は、リハビリの理学療法士、作業療法士の資格を持った専門職で、町内の病院、診療所、介護保険事業所、施設などで勤務している10名の方々です。在籍している職場は、道立病院の方2名、佐々木病院1名、カタセールえさし3名、元町デイサービス1名、デイサービスひのき1名、訪問リハビリテーションゆいっこ2名の方でございます。10名の方々は地域の中にある貴重な人材であり、どの方も町のために出来ることを一緒に考えて下さっております。今後も、役場だけでなく、地域の中で活躍されている方々と力を併せて事業を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

(議長)

いいですね。

「小梅議員」

ありがとうございました。

(議長)

はい。

以上で小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

一般質問を行います。

まず最初ですが、最初ですが、あすなろ福祉会について質問を致します。

この件については3月議会にも取り上げました。12月に、昨年の12月に新聞報道等で今回の不妊処置に関する件で単に江差ではなく、全道的や全国的にも大きな障害施策について、今後の課題として取り上げられてきております。

特に3月の私の一般質問に関して、町長は障がいの有無に限らず結婚したい人が自由に結婚し、子どもを産み育てたい人が等しくそれを実現出来る社会が在るべき社会だと考えている。このように答弁を頂きました。まさしくこれが障がい者にとって、また当然、一緒に共生社会とうふうに、今掲げている行政もちろん我々も共にそういう方向でやっていかなければならない課題だと思っております。ただ、続けて町長は3月議会で、現状は残念ながら国の法制度、支援策が確立していないということも併せて答えております。12月から半年経っております。3月議会から3か月、なかなか報道等を見ますと、この問題についてどうなっているのか。何が問題でどういうふうにしてしようとしているのか、よく見えない。改めて全般的な観点、それから江差町としてどうなるのか、どうするのか。ということについて、少し3月議会から深めてお聞きしたいと思っております。この点について2つ分けてお聞きします。

まず1つ目。先程も言いましたが、国の方で、それからもちろん直接的には北海道

が今回の案件について、調査と言いますか、実地調査も含めて行っておりますが、更には、江差のこのあすなろ福祉会に限らず、全道的にこの種の施設がどうなっているか、という実態調査などもやっております。要は、今回のこの問題について、調査して検証して、今後対応どうするのかということですね。これは、北海道で言いますと、北海道障がい者施策推進審議会というものが条例に基づいて、当然積極的に論議して、北海道としても考え方が示させるのかなと思うんですが、これもどう進められているのか、ちょっと私、よくわからない。まず、この点についてお聞きしたいと思います。

その上で、江差町の問題であります。2つ目として、この点についてお聞きしたいと思うんですが、3月議会でも言いましたが、3年に一度、もちろんこのあすなろ福祉会が江差町内の大きな障害行政として、仕事もされて頂いているこのあすなろ福祉会の障がい事業だけではなく、江差町全体の障がい者に関わる色んな計画、そして具体的な実践、これを3年ごとに町の障がい計画、これはもちろん国の法律に基づいて行われるんですが、このことについても3月議会で取り上げました。それで、実は国は3年ごとにこの計画を作るために、法令等の改正とか色んなその間の事案で、より望ましい計画づくりということで、国の方で厚生労働省で障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針というものが細かく示されます。で、示されました。これに則って次は北海道、で、次、北海道も北海道的な観点から、またそれを加工して示すんですが、それがどうなっているのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、それに則ってもしくは江差町として町の考え方も含めて、これから新年度から、また新たな計画が走る訳ですが、それをどうするか、ということが今、江差町に求められているんですが、そうしますと、江差町はこのあすなろ福祉会の今回の不妊処置問題について、障がい行政にとっても大変大きな課題であります。これをどういうふうを受け止めて、そして町として自分達の持ち分の中で、どういう見直しを進めようとしているのか。これが問われていることだと思っております。これまず教えてもらいたい。そして、3月議会でも言ったんですが、この論議の場は法令等に基づいて、江差町でも条例があるんですけども、江差町障がい者地域自立支援協議会というものを設置して、この中で論議しましょうということになっております。改めてこの設置されている協議会のことなんですが、これを単に計画を作るための協議会ではなくって、その設置要綱にもありますけれども、障がい問題全般的にわたって協議する協議会なんですね。江差町における障がい者支援体制の整備に関する事、まさしく具体的な障がい者に対する個々の体制どうなっているんだ、どう整備したらいいんだということを論議する場、そして、今、私問いかけている江差町の障がい福祉に係る計画の策定評価に関する事。ですから、これから作るためには、これまでの計画に則ってどうなっているのか、ここのサービス、あすなろ福祉会の介護事業もそうですけれども、それをどうしっかりと評価するのかということもこの評議会、協議会でやらなければならない。そして、更に(5)です、その他、障がい福祉の推進に関する事ということ謳っていますから、本当に江差町の障がい関係については、この自立支

援協議会でどう論議するかという重要な会議になっております。

それで改めて問います。この江差町障がい者自立、地域自立支援協議会で、今回のこのあすなろ福祉会の不妊処置問題について、どのような論議がされているのか。もし、していないとすれば、ちょっとけしからんことだなと思うんですが、もししていないとすると。これからどうしようとしているのか。これからの計画作りで、改めて今これやらなかったら、計画する、間に合わないとは思いますが、まずこの2点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からのあすなろ福祉会における不妊処置問題に関するご質問にお答えを致します。

まず1点目の厚労省や北海道、そして北海道障がい者施策推進審議会でのどのような調査、検証、議論が進められているのかというご質問でございますが、厚労省や北海道が調査内容や協議、対応状況を公表していない現状において、江差町の立場でお答えすることは出来ませんのでご理解願いたいと思います。

2点目の厚労省から示された障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の内容を踏まえ、江差町障がい者地域自立支援協議会等でどのような議論がなされ、今後、江差町の計画の見直しにどう反映しようとしているのかというご質問でございます。まず、市町村や都道府県が令和6年度から令和8年度までの期間で定める、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成にあたって即すべき事項を定める、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正、これが令和5年5月19日付けで告示され、北海道を通じて市町村へ正式に通知されたのが令和5年6月2日付けでございます。このたびの基本指針が改正された内容の一つに、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実という項目が追加され、小野寺議員からこの一人暮らし等の等の部分に、結婚や出産を希望する方への支援が含まれているため、これを江差町の計画にどう盛り込んでいくのかというご質問だったというふうに認識しております。

先程申し上げましたとおり、国における基本指針の一部改正に関する正式な通知を受理したのが令和5年6月2日付けで、江差町障がい者地域自立支援協議会等での協議はまだ行っていない状況でございます。今後、このたび示された基本指針をもとに、都道府県並びに各市町村において、次期計画の作成に向けての協議が進められていくこととなります。江差町におきましても、北海道が作成する次期計画の内容を随時確認していくとともに、町内における障害福祉サービス事業者等が関係法令に基づく支援がどこまで出来るのかが前提と考えておりますし、江差町障がい者地域自立支援協

議会で、基本指針に基づく内容をどういった形で盛り込んでいけるのかを協議していくこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

大変残念というか、より今回の問題が国、道としても、深刻な状況だということを受け止めて、発表が遅れているのかよくわかりません。先だって道議会の福祉委員会でしたっけ、道委員会の中でも当初全道の施設の実態調査についての概要は1回発表されましたね、新聞にも載りました。ただ詳細に関しては、5月の確か5月の末に発表するということになってたんですが、あれ先送りになりましたね。委員会でももちろん、そういう論議はされていないはずですよ。私の見たところ。ですから、今、町長おっしゃったとおりの現状、国でも一般的な話、一般的と言いますか、この間も言っているそういう希望者がいたら、ちゃんとしなさいねっていうのは、1月の段階でも通達出ておりますし、今、町長おっしゃったとおり、一人暮らし等、その等の中にはパートナーと一緒に暮らすということも入るということについては、書いているから、当然、それは結婚して子ども生まれるということも、暗示しているかも知れませんが、それをどうするこうするということは、少なくとも今、出た部分にはないんですよ。だから、何も現時点では3月議会で町長いおっしゃったとおり、財源的な裏付けだとかも含めて、何も示していないというのが現実であります。

それで、再質問ですが、先程、私ちょっと聞きもらしたんでしょうか。あすなろ福祉会の今回の件でどう受け止めて、どう見直しするのか考えて、これは自立支援協議会を開いていないから、だから、まだ答えられないという、それはいたしかないでしょう。自立支援協議会まだ開いてないとすれば、町として当然事務局が自立支援協議会事務局、町ですから町として、当然色んな団体、福祉関係の方々も入るこの協議会の中で論議する時に、これからさあ計画作る時にどうしましょう。国でこういう指針示されましたという時に、江差町で起きたこのあすなろの関係の部分についても、しっかりと事務局的、つまり江差町ですね、江差町がどう受け止めて、どう評価して、どうこれから反映するかということも、しっかりある程度、論議してもらいましょうということで、一定の考え方示さなかったら、駄目だと思うんですが、それ先程聞いたけど、何もなかったと思われるんですが、再質問でちょっとお聞きしますよ。

それで、私是非、出来れば江差町でと言いたいところですが、取りあえず自立支援協議会、ごめんなさい。地域自立支援協議会でこれから論議進めるということですから、その中で、是非、論議してもらいたいということについて、再質問致します。ま、これからということですのでね。もう是非、これを逃げないでやってもらいたいということを質問の形で、まず私、提案致します。大きく分けると3つに分けてこの点に

ついて協議してもらいたいということ、3つでちょっと言います。中が少し複雑になりますけれども、よく聞いて頂きたいと思うんですが、まず、まず1つ目。1つ目はですね、あすなろ福祉会がこの間、実は今回のこの不妊処置を理事長さんは提案という形で言っておりますけれども、今回のこの事案以外にこの計画期間中、2つの大きな事件といいますか、事案がありました。これも検証の1つの事案事例だと思っています。それをやらなかったら、私は、新しい障がい福祉計画は何なんだということになっちゃうと思うんですよ。で、じゃ残り2つって何なんだ。これ、前概略には言ったんですけども、改めて指摘します。1つがあすなろ福祉会の障がい者支援施設での従業員による利用者への虐待です。これもしっかりと検出するべきなんです。これは、道が行った虐待防止に係る勧告1回したんですが、その勧告後も従業者が日常的に利用者に対する身体的虐待を行っていった。また、監査時に、これ北海道ですね、北海道の監査時に虚偽答弁を行った、という事実認定、これは、道の処分通知の中の文章そのものです。生の文言です。ということで、21年西暦で言うと21年の12月に北海道から行政処分を受けております。まさしく、現在の障がい計画の期間中の事案であります。これは江差町としてもしっかりと検証の事案だと私は思っています。で、もう1つ、これも3月議会でも言いました。

(議長)

小野寺議員、端的に質問して下さい。私は思うとか、教えて頂きたいでなくて、質問にして下さい。

「小野寺議員」

議長、議長。

(議長)

はい。どうぞ、続けて下さい。

「小野寺議員」

今、1つ1つの事案を・・・。

(議長)

小野寺さん。続けて下さい。時間がありますから。

「小野寺議員」

止めないで下さいね。

(議長)

説明は説明にしたって、駄目なんだ。質問して下さいって。

「小野寺議員」

だから・・・。

(議長)

あんた、いっつもそうやってやってるんだから。はい。わかりました。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。質問して下さい。

「小野寺議員」

私の、いいですか、議運の委員長。

「室井議員」

何ですか。

「小野寺議員」

いいですか。やりますよ、止めないで下さいね。

(議長)

質問どうぞ。

「小野寺議員」

それで、2つ目なんです。さっき1つ目言いましたね。で、2つ目が3月議会でも少し言いましたけれども、知的障害のある女性があすなろ福祉会の就労支援施設のトイレで1人で出産し、子どもを死なせてしまった事件。これは2020年の3月の事案ですが、つまり今の計画の前ですけれども、この女性に有罪判決が確定したのは、今の計画期間中です。この事件で色んな団体から国、道、振興局、江差町にも改善を求める要望が出ていることについて、3月議会で町長に質問したところでありまして、で、今回のこの不妊処置を提案したという事案、併せてこの3つ、この3つはですね、しっかりと検証する必要があると私はそれこそ思います。(議長：うん、質問)だから障がい者の支援体制に関して、私は何が問題だったのか、江差町として何が今後の

改善とし出来るのか。そして、あすなる福祉会にどのような改善策が求めなければならないのか。もしかしたら、改善策求めているんでしょうか。そして、この間、出されている諸団体の要望、これ江差町に対する要望もあります。紹介関係に全般的な要望も北海道、国を通して出ております。直接あすなる福祉会に対する要望ですね。それについてもしっかりとこの協議会で協議するという事。これがまず大枠の1つ目の私の協議してもらいたいという点です。

大枠の2つ目、これは、ちょっと具体的になるんですが、先程の要望、3月議会でもちょっと言ったんですけども、町長宛てに連盟ですけども出たのがD P I、女性障がい者ネットワーク、連盟ですけども、そういう所から要望が出てくる問題、私ね、これもしっかりと受け止める必要があると思うんです。江差町の具体的な障がい計画化に入れるべきだと思うんですが、この時1つ、施設での施設ですよ、職員研修に障がいのある女性の生徒、生殖に関する健康と権利についての項目を必ず入れるように促すこと。施設でちゃんとやって下さいねっていうことですね。これを計画に、私、江差町の計画に入れなさいということ。2つ目、障がいのある人が性別や年齢に適した性に関する情報と、性教育を受ける機会を保障すること。また、本人の決定に即した安全で配慮ある手段の提供を保障すること。3つ目の要望として、障がいのある人、特に女性達が性や体のことに関わる健康や権利について、相談出来る場所を設け、相談しやすい環境を整えること。これがなかったから、きっとトイレで子どもを産み落とすということが起きたのではないのかな。これ刑事事件で終わってしまっているんで、行政的になんも解明してないんですよ。私は行政としてもしっかりと、今言ったこと、その知的障害の重い方については、こういうことがしない限りは同じことを起こしてしまう。この3つ、先程言った女性団体等から要望あったこの3つについて、江差町のこの協議会で計画を作る協議会で、しっかり論議して可能な限り、次の計画に反映させること。これが大枠の2つ目。

あと最後です。3つ目に、一番要の事なんですけれども、結婚出産を望むケース、これに行政や施設がどう対応していくのか。もしくは、しているのか。これ本当に悩ましい問題です。国、道がきちっとした財政的な財源的な裏付けがない限り、どうしたらいいの、ただやっている所あります。そういう先進的な事例もしっかりと検討研究して、我々としてやれることはないのか。そういうことを協議会の方で論議して頂きたい。このことについて、改めて答弁を求めたいと思います。

**(議長)**

よし。わがった。

誰。

**「室井議員」**

議長。議長、議事進行。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

今ですね、小野寺議員の質問中にですね、私を見てですよ、(議長：はい)私の方を見てですよ。(議長：うん)議運の委員長いいんですかと、これ何事ですか。(議長：うん)議長。(議長：はい)あなたの職権で問、問って下さい。(議長：うん)私も何も、静止も何もしていませんよ。(議長：うん)なぜ、そういう発言するんですか。(議長：うん)議長の責任で、小野寺議員に問い詰めて下さい。

(議長)

小野寺議員、そういうことですから、注意しながら、そして、先程からですね、教えてもらいたいとかって言うんですけども、ここは教えてもらう場所でなくて、(小野寺議員：いいから、もうそんなこと・・・いいって)質問する場所ですから。(小野寺議員：議長、いいって、止めなさい)駄目だって、そういうことすれば。だから、色々色々色々ね、はひれ尾ひれ付くんですよ。(室井議員：議事進行、ちゃんとやって下さい、議長)だから今のような話が出てきますから、きちっと、質問だけをして下さい。

ね、はい。それでは、誰答えるんですか。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員の再質問にお答えします。

まず最初にですね、町長の答弁漏れということで、報道、昨年報道のあったあすなる福祉会の不妊処置問題について、協議会とどういう議論を進めていたんだということですが、まだ北海道や調査主体である北海道ですてとか、そういった所が調査結果等を公表している段階でしてない段階で、協議会でそれを議論することは出来ないということを、まず、ご理解頂きたいと思います。

それで、質問の再質問の1つ目ですが、まず、あすなる福祉会でこれまでに発生した事案を江差町障がい者地域自立支援協議会として、しっかり検証し、この間出された要望等についても協議会で議論すべきとのご質問でございました。

この度、国から示されました時期障がい福祉計画の作成に向けての基本計画はこの間に各地で発生した虐待事件ですとか、障がい者の結婚出産等への支援等に関する課題等につきまして、国に社会保障審議会障がい者部会などで、議論などでの議論を経ながら見直しされたものとなっております。今後次期計画の作成に向けて、江差町障がい者地域自立支援協議会での協議を進めていくこととなりますが、当然、国から示された基本指針を基に江差町で発生した事案等も踏まえながら、国、道、市町村そ

それぞれの責任において果たすべき支援を整理しつつ、関係する障がい福祉サービス事業所等が法令に基づく支援がどこまで出来るのかというところも、確認しながら協議会の中で協議を重ねて参りたいと考えてございます。

2つ目ですが、各団体から出された要望にある性に関する研修や、相談しやすい環境づくりを計画に反映すべきという質問でございました。この度、見直された国の基本指針の中にも、障がい福祉サービス事業所の管理者や職員等に研修や、相談支援体制の充実強化に関する事項が盛り込まれたところでございます。

今後、国の基本指針に基づき関係する障がい福祉サービス事業所等において、研修計画等の見直しもされていくというふうに思われますので、道や市町村においても、相談支援体制の在り方についての協議を進めていくこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

最後の、最後ですが、障がいをお持ちの方が結婚や出産を望むケースに対する行政や施設が行っている先進的な事例の研究検討をすることという質問でございました。

町の協議会で時期計画に関する協議を進めていく上で、そうした先進的な事例の情報等もですね、事務局として収集しながら、協議を進めていくこととなりますが、そういう事例のような支援がですね、果たして江差町の関係事業所等で実施出来るのかということも含めまして、地域の実情に応じた計画づくりになっていくものと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

#### (議長)

いいですか。

はい。小野寺議員。

#### 「小野寺議員」

はい。

止めないで下さいよ。

それで、担当課長のなるんでしょうか。少しどう検討するかというのは、今の答弁でわかりました。とにかくこれからということで、やむを得ない部分もありますし、詳細まだまだこれから出てくるというのがありますので。ただ、江差町のどう考えても来年から作る、走る計画を今年度中に作らなければなりません。その自立協議会の中で地域自立協議会の中で協議していかなきゃなんないですが、スケジュール的にちょっとどうなっているのか、教えて頂きたいんですよ。先程、答弁ありましたけれども、その一人暮らし等の、これ具体的な進め方によっては、財源的なこともあるかも知れませんが、かなり求められているものが出てくる。一人暮らし等の等にパートナー、つまり事実婚も含めれば、そういう方々の社会で地域に出て結婚し、子どもを産まれるということも想定した支援策、それが色濃く国の論議の中では、にじませておられますのでね、多分それご存じだと思います。とすると、それはしっかりと、

江差町としても具体的な事案等も検証しながら、論議するということが必要になっていますが、タイムスケジュールってどんなふうに今、考えているんでしょうか。そこ、ちょっと最後にこの点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

はい。

再々質問にお答えします。

スケジュールですが、まずですね、来年度の計画、4月からスタートになりますんで、まずはですね、7月にこれまでの計画の見直し、検証も含めてですね、まず1回目の協議会の開催を考えてございまして、それで、来年の4月に施行になりますんで、それまでに何回ということ、ちょっとまだあれですけど、必要に応じてですね、色んな情報も仕入れながらですね、協議会を随時開催していきたいというふうな考えでいますんで、ご理解の程お願いします。

(議長)

いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりました。

それでは、2番目に移ります。

私今回、今、出ております障がい福祉計画、障がい問題ということで、4問まで障がい問題です。これは、学校現場でもあることであります。同じ障がい福祉計画全体の括りの中ですが、学校現場のことについて、お聞きしたいと思います。

大きく言うと2つありますが、で1つがこれも障がい福祉計画の見直しで、厚生省の指針の中にはこれは前回でも出しましたが、障がい者権利条約、それに対して更に障がい者の権利に対する委員会の勧告の趣旨等を踏まえ、ということが指針の中に目標と設定されております。私もなかなかこのいわゆるインクルーシブ、インクルーシブ教育を具体的に権利条約、それから勧告の内容、どうしていったらいいのかという本当になかなか読み解けないんですけども、いずれにしてもそのことによって文科省でも通常学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援に係る方策について、という通知が出ております。この中で具体的には障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、同じ場で共に学ぶための環境の整備を始め、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図る事が求められている、としてお

ります。じゃあどうするのかっていうのがなかなか、よく書いていないような気がするんですけども、更に報道ベースですけども、室蘭市では全校児童10人の花咲港小学校で障がいの有無に関わらず、同じ教室で学ぶインクルーシブ教育を新年度から、今年ですね、推進していく。という報道なども全国的にも色んな取り組みが紹介されてきております。

改めて江差町教育委員会として、どのような取り組み、そして論議が進められているのか、お聞きしたいと思います。

で2つ目です。今言いましたが、この通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の支援ということで、通常学級の中に障がいのある子ども達も同じ場で学ぶような環境の整備をするとかですね、これってそのどこまで具体的に進めるかっていうのは、非常に難しいところも、きっとあるのかなと思うんです。ただ、現状の中でもその支援教育、現在行われている支援教育を進める中で、よりインクルーシブ教育を進めるとすれば、私2つの点が現時点でも求められるのかなという気がしまして、2つお聞きします。

まず1つは、やはり支援員、この間江差町で頑張って各校に1人とか、支援員以外にも色んな方々も増やしてきてはおります。ただ、通常学級で困難な子どもさんが1人、2人複数いると、とても支援員1人では、もう間に合わない。そういう点では、このインクルーシブ教育を進める1つの過程の中で、一層支援員を増やすということが私は求められると思うんです。この点について。

それから、通常学級で比較的軽度の障がい者が一緒に勉強している場もあります。そこをその障がいのその個別の障がいごとで、支援をするというやり方として、通級指導というのがあるんですけども、これは人数の関係も含めて、江差町では確かやっていないと思うんですが、色んな全道の取り組み、道南で言うと今金町がそうなんですけども、その担当の教員がそういう学校を回って歩いて、そういう個々の指導もするという通級指導、巡回指導方式と言って、これは国も文科省に中でもこの巡回指導方式については、推進するという位置付けになっているみたいです。そういう環境整備が私は、必要だと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

**(議長)**

はい。教育長。

**「教育長」**

それでは、小野寺議員からの特別支援教育に関する2点のご質問にご答弁致します。

最初に、インクルーシブ教育に関する江差町教育委員会としての取り組みに関してのご質問でございます。インクルーシブ教育は、特別な支援が必要な子供とそうでない子供が、平等に学びの機会を得られる教育システムを指すものでございますが、本年度の教育行政執行方針で私はSDGSを教育分野で実践すると述べましたとおり、

特別支援教育の充実に向けた取り組みを、町立の各小中学校と連携しながら進めているところでございます。

さて、他の事例も交えながらのご質問でございますが、現状におきましては、児童生徒個々の状況に応じた対応を各学校において行っております。また、特別支援教育支援員についても町独自に配置し、個々の教育的ニーズに対してよりきめ細やかな対応を行っております。加えて通常学級での授業についても可能な限り、特別な支援を必要とする子供とそうでない子供が共に過ごし、学ぶ取り組みを実施しているところでございます。学びの機会を保障するという観点のもとに、学校運営が行われているというところでございます。議論という点につきましては、まず第一に子供たちや保護者の理解を得ることが重要であると考えており、現在の授業形態につきましても皆さんのご意見やご理解を得ながら行っているところでございます。また、全ての子供に対してメリットがある授業のユニバーサルデザイン化の取り組みもあわせて進めているところであります。

今後につきましても、インクルーシブ社会、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえつつ、児童生徒個々の状況も勘案しながら、最適な教育環境のもとで学びが得られるよう、関係する皆さんとも協議して進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、支援員の増員や通級指導に関してのご提案もいただいたところでございますが、教育委員会と致しましても、各学校内においてそれぞれのケースや状況に応じた指導を行うため、直接対応にあたる学校、教員の要望などを踏まえつつ、現場の環境整備について町長部局とも協議を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

**(議長)**

いいですね。

はい。小野寺議員

**「小野寺議員」**

実は、この一般質問を出したあとですが、議員の立場ではないんですが、別な立場で南が丘小学校を今のご説明あった部分のより具体的なことを、学校長等から場合によっては担任の先生からも含めて、支援教育の在り方についてはかなり詳しく教えて頂きました。また、私なりに課題も見えたかなと。いずれにしても、ちょっと時間の関係上、先程支援員を増員の方向で、是非、引き続き検討してもらいたいということに留めて、次の質問に移ります。

それで、次3番目なんですけど、ちょっと聞きなれない言葉なんですけれども、重層的支援整備事業という言葉なんですけど、今、厚生労働省が主なんですけれども、それ以外のこともあります。地域社会、地域共生社会を目指すということも含めて、高

齢者、介護受けている方とか、今、先程言った学校の色々支援を要する子ども達、それから学校入る前の色々な障がいのある子どもなども含めて、色々な制度、サービスがあるんですけども、更には町に限らず、民間、北海道など色々あるんですけども、それがですね、縦割りの弊害、もしくはその一元的にそういう相談の状況になっていない、などなどということが国でも色々検証され、見直しと言いますか、色々な試行錯誤重ねて、そのバラバラとは言いませんけれども、多岐にわたっているそういう支援体制、サービス体制を重層的により効果的にそういう困難な方々にサービスを繋げよう、相談をしっかりと一元的に受けようというような観点から、国でも色々な事業を、今、進めております。その1つがこの重層的支援体制整備事業、厚生労働省でやっております。一応、厚生労働省の言い方としては、対象者に属性を問わない。小さい子どもから障がいの関係、それは色々あるけれども、それを問わない、相談支援、多様な参加支援、地域づくりに一体的に実施すると、地域住民の複合化、複雑化、云々というようなことを、一応、厚生労働省で言っております。私、この縦割りの弊害ということについては、今年の3月議会でも1回取り上げました。本当に1人の方のサービスを求める立場の方は1つに限らない。複数にまたがっているという部分があるんですね。今回、この重層的支援体制のことが国でも進められて、自治体でも色々広がっております。事例的には渡島檜山で言うと、七飯町が一定の取り組みをやっていて、これはかなり私としては参考になるなというのもありました。全道的にも色々進めている所があります。サービスを受ける事によって、漏れのないように相談がとてでもでないけど、大変だから相談出来ないわとか、そういうことがないように一人一人の方々に即した体制作り、縦割りを完全に無くすことは難しいかも知れませんが、そういう状況を作っていく。ということについて私是非江差町として、検討して欲しいと思います。

是非この点について、積極的なご答弁を頂きたいと思います。

**(議長)**

誰、やるの。

町長。

**「町長」**

小野寺議員からの重層的支援体制整備事業に関するご質問にお答え致します。

先程、小野寺議員からも説明がありました、重層的支援体制整備事業は市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では、対応しきれないような地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが出来るよう、社会福祉法の一部改正がされ、令和3年4月に創設された事業でございます。法にお

ける市町村の必須事業ではなくいわゆる、できる規定という位置付けの事業となっております。

厚生労働省の発表によりますと、令和4年度時点で全国で134の自治、そのうち道内では7自治体が事業の実施を進めております。道南では七飯町が令和4年度から実施していると伺っております。議員からのご質問の中でも七飯町の取り組みを参考にし、江差町でも検討すべきとのご質問でございましたけども、七飯町の取り組みを簡単にご説明致しますと、交付金を活用しながら社会福祉士と保健師の2名を新たに採用し、福祉総合相談窓口や支援関係機関との調整などを行う専門職員を配置の上、事業を実施しているところでございまして、令和4年度では16件の相談に対応したと伺っております。

江差町では、専門職員の配置を含めた体制整備などの課題もあり、事業の実施には至っておりませんが、これまでも地域住民からの相談の内容によっては、複数の課で連携を取り、必要に応じて関係機関とも調整を図りながら対応させて頂いているところでございます。

いずれに致しましても、本事業は重層的支援体制整備事業交付金としての財政措置もございしますが、一方で人員配置を含めた体制整備の面での課題もありますので、引き続き他自治体の取組状況などの情報収集を図りながら、複雑化、複合化してきている支援ニーズに対する江差町としての支援体制の在り方について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

**(議長)**

はい。小野寺議員。

**「小野寺議員」**

はい。議長。

ちょっと時間の関係で、少し早口になりますが、是非、検討して頂きたいんですよ。私のもこの間、色んな生活相談あります。高齢者、働いている方、子ども、未就学、もう色んな課題、そういう方々の課題と言いますか、問題点はですね、もちろん町だけに限らないんですよ。町だけでは解決しない問題。ですから、その先程、江差町で色々やってくれてるという話もありますが、この重層的を使えばですね、より江差町取っ払って、やるという仕掛けも出来ない訳じゃないので、とにかく検討して欲しい。ある程度フットワークのある方は、色々色々、あっちゃこっちゃ行って、その自分の課題を解決するためのサービスに繋げるために頑張りますけども、でも高齢者とかですね、障がいの方はね、それすらもう今出来なくて困って相談しているんですよ。それをね、あっち行って、こっち行って、こっち行ってって、大変なんですよ。

で、1つ、ちょっと具体的ことですね、これは少し考えて欲しいということ、1つ再質問で致します。子どもの問題です。未就学の子どもが自分の今の状況、どうしたら

いいんだという場合ですね。一定の障がいがある場合、江差町民だとすると、まず役場に相談して、江差町にある委託先の相談支援事業所、あすなろさんの所になるのでしょうか。それ以外にもありますけれども、相談して、でそれから、一定に条件が合えば、先程、社会文教常任委員会の報告にもありましたけども、上ノ国町にある発達支援センターを使うために、また、それはそれで色々やり取りする。私、ちょっと1件関わっているんですけども、その上で通所するんですけどね、その間もね、結構大変ですね。特に江差だったら、さっき江差町役場、役場にはないので民間の相談事業所、支援事業所、そして具体的には上ノ国、大変です。で、これですね、例えば先程言った重層化支援体制整備事業、これは色んな似たようなものも、連携して一体化してとかって色々方法論あるんですけども、例えば出来ればですね、江差町が相談、私ね、町立で、江差町が相談事業も支援事業も一括一元的にやっていくと。そうすると、あっち行ったり、こっち行ったりということ費用ありませんのでね、ましてや上ノ国まで行ってえらい時間かかると、展望として、是非、私、子どもの問題に関して町でやるということも、検討して欲しいなと思うんです。で、これは先程言った障がい者福祉計画の中に、是非、私は検討材料として入れて欲しいと思うんです。

最後。本当に最後です。色々相談受けた時に、センターで支援養育を受けたとしますか、これまた、行ったり来たり大変なんですけれども、そうすると、江差町民の方が上ノ国のセンターで療育を受けるとすると、そんなにしょっちゅう行ったり来たり、せいぜい行き帰りぐらいだとか、ということも含めて、仕事あるお母さんだったら本当にもっと忙しくなっちゃうんですけども、その状況をしっかりと橋渡し役する事業が厚生労働省としてあるんです。そういう専門職をおいて、その専門の方がそのセンターと保護者、場合によっては行政をしっかりと繋いで、その障がいのある子ども達のより良い療育を進めていくということの事業、保育所等訪問支援事業という名前があるんですが、これは子どもが学校行った場合に支援学級に行ったら支援学級にも顔出して、しっかりとその問題を保護者と繋げるとかっていう、そういう事業、これね、厚生労働省でも進めていますね。是非、これをやってくれと。私ね、こういう事業もね、是非、やって欲しい。是非、障がい計画の中に検討して欲しい。一人一人困難な子ども達、困難な保護者をしっかりと救って欲しい。そういう立場でちょっと提案です。

再質問ですが、以上です。

**(議長)**

町民福祉課長。

**「町民福祉課長」**

はい。再質問にお答えします。

小野寺議員から困難な、困難を抱えた児童への対応の部分について、関するご質問

でございました。

江差町の流れと致しましてはですね、まず、町が実施している乳幼児健診等をですね通じて、障がいをお持ち、または障がい等が疑われる未就学児などの把握を、まずします。そして保育士さん、保健師さんがですね、保護者との面談等を通じて相談を受けながら保護者において、その子に必要なサービスを選択して、支援計画を作成の上、町の障がい担当部局に提出して、上ノ国などの障がい児通所支援事業所との調整を行い、対応している状況でございます。

小野寺議員からこうした対応も含めて、江差町として重層的支援体制整備事業として相談事業、支援事業一体的に進めていけるよう、江差町独自の期間相談支援センターですとか、児童発達支援センターを設置することを検討すべきという内容のご質問だったと思います。重層的支援体制整備事業の実施、更には期間相談支援センター並びに児童発達支援センターを町単独で設置しながら対応していくことは、確かに法律上でも市町村に努力義務となっておりますから、望ましいことだとは認識しておりますが、一方で、人員配置を含めた体制整備や施設整備、施設運営に係る費用などの面で課題も多いということもまず、ご理解頂きたいなと思います。

また、当面の改善策として、保育所等訪問支援事業を実施すべきのご質問でございました。こちらにつきましては、その間、近隣3町で負担金を出し合いながら、運営しております上ノ国町子ども発達支援センターの事業の一環として、負担金を出している町に所在する保育園をその町の保健師も同席しながら、年に2回程、訪問する形で、事業を実施しているところでございます。江差町単独で、保育所等を訪問支援事業を実施するということになると、事業所の設置、町内に事業所を設置して管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員などの専門的な知識や資格を有する職員の配置が必要となりますので、現状においては、町単独で事業を実施するには、なかなか難しい状況にあるということも、ご理解頂きたいなというふうに思います。

以上でございます。

**(議長)**

はい。いいですね。

はい。4番目の質問ですか。

はい。小野寺議員。

**「小野寺議員」**

はい。是非、検討課題にも入れて頂きたい。お願い致します。

はい。最後いきます。最後は、個別の問題、恐縮ですが、ちょっとピンポイントで質問させていただきます。私、この間、生活相談の中で一番心痛めたのは、障がいを持っている方が仕事したいということで、左半身不随の方が何とか頑張りたいということで、自動車免許取得、それから自動車の改造費用の件について相談がありました。こ

の点について、助成をということの質問に組み立てです。自治体によっては、これを行っている所があります。残念ながら、国の法制度にありませんので、自治体独自で行っている所、それは、もちろん改造だけの助成か、両方の助成がちょっと色々ありますけれども、いずれにしても、障がい者に対する支援策として、実効している所があります。是非、この町に住んで自分の障がいにあつた形で仕事をする。その時に、もし車も運転出来るという状況の障がい者の方がいるのであれば、是非、それを行政としても手助けをして欲しい。

このことについて、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの障がい者への自動車運転免許証取得や自動車改造費用に対する助成についてのご質問にお答え致します。

これまで、町内で障がいをお持ちの方から、町に対して自動車運転免許証取得や自動車改造費用への助成の問い合わせや要望を承ったことはございませんが、檜山管内でも助成している町もありますことから、各町の状況も確認の上、検討させて頂きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、すべて終了致しました。

これで一般質問を終結致します。

1時まで休憩します。

休憩 11 : 53

再開 13 : 00

**(議長)**

休憩を閉じて、再開致します。

日程第6、報告第1号、令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

**「町長」**

議長。

**(議長)**

町長。

**「町長」**（提案理由）

報告第1号、令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に繰り越して使用しようとする9事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条の2第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

はい。財政課長。

**「財政課長」**（補足説明）

それでは、報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書2ページの繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、歳出予算を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告しなければならないものとされておりますことから、本定例会において報告するものです。

令和4年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の9事業で、繰越額の合計は2億977万7千円となっています。

説明は以上です。

**(議長)**

ん、終わったのが。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

**(議長)**

次に、日程第7、報告第2号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**「町長」** (提案理由)

報告第2号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に繰り越して使用しようとする、港湾センター給水管布設替工事に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条の2第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしく願い申し上げます。

**(議長)**

次、財政課長。

**「財政課長」** (補足説明)

それでは、報告第2号について、補足説明させていただきます。議案書4ページの繰越計算書をご覧ください。

一般会計の説明と同様に、記載のとおり繰越計算書の調整を終えましたことから、自治法施行令に基づき報告を致します。繰越額の合計は295万9千円です。

説明は以上です。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について及び、日程第9、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

ただ今一括上程となりました、報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和5年5月23日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

新豊川団地漏水事故対策に係る経費の補正につきまして、令和5年5月23日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、報告第3号及び承認第1号について、一括して補足説明させていただきます。議案書6ページの専決処分書と定例会資料1をご覧ください。

はじめに、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、令和5年4月20日未明、A氏が居住する町営住宅新豊川団地1号棟1階B号室において、電気温水器の給水管が経年劣化のため漏水し、居間及び寝室の床上床下に浸水したことで、A氏の家財であるソファ及びカーペットに被害を与えたものであります。

A氏には、被害住戸が復旧するまでの間、同団地の別の住戸へ一時的に移転をして頂きましたが、本日までに元の住戸へ戻っておられますことを申し添えます。

本件損害は、当町が管理する給水設備が破損したことに原因がありますので、町の責任において全て補償することとして、損害額が3万4,408円であることを確認し、現物を給付することで示談が成立しております。

今後は、このような部品の劣化事故など発生しないよう適切な住宅管理に努めて参りたいと存じておりますので、ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

次に、承認第1号に係る補足説明を致します。議案書9ページの補正予算構成表をご覧ください。

ただ今説明致しました新豊川団地漏水事故対策でございます。

まず事業概要につきまして、先程の説明に補足を致します。A氏が漏水を発見したのが早朝5時30分頃。発生からは、相当時間が経過していたものと思われま。このため被害は、B号室のほか、空き室ではありましたが、同じ階の隣の住戸にも及んでしまいましたが、浸水した畳や床材を早急に修繕する必要がありますことに加え、別の棟の住戸につきましても、同じ設備の緊急点検を実施した上、老朽箇所を順次修繕する必要がありましたことから、専決処分したものでございます。

補正額は101万4千円、その他特定財源の2万7千円は全国町村会総合賠償補償保険金です。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

**「小野寺議員」**

はい。議長。

**(議長)**

はい。小野寺議員。

**「小野寺議員」**

漏水について、少し教えて下さい。

一応、劣化、経年劣化ということですが、この電気温水器については、何年使ったら取替とか、耐用年数と言うか、もしくは定期的な点検とかって、あるのかないのか。確かない、ないのかな。で、ちょっとよくわかりませんが、よく町営住宅の備品については、その個々の法的な物とはともかく、公営住宅の備品という観点で大体何年で取り替えるのか、色々ありますね。この電気温水器に関して言うと、そこら辺どんなふうな本当はもうとうに経年、もう取替なきゃなんないんだけど、取替てなかった。いやいやそうじゃなくて、たまたまちょっと、こんなこと言ったらあれかな、住宅居住者

のちょっと使い方の色々状況もあって、結果的には漏水ということになっているのか。いずれにしてもこの経年劣化、もしそうだとすると、同じぐらいに買ったものが同じような可能性があるのか。いやいや個々によって全然違うということなのか。ちょっとそこら辺教えて下さい。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

はい。

小野寺議員からのご質問にお答えを致します。

今回の漏水事故の経年劣化の部分についての詳細ということでのご質問ということで、お答えをしたと思います。

まず、設置されていた電気温水器、これは新豊川団地3年間の事業の中で同じような時期に、まず設置をされたということで、電気温水器本体につきましては、北電さんが設置をしていると。ただし、温水器からの出ている排水管については、これは町の設備として維持管理しているということでございます。

それで、定期的な点検というのは、なかなかそういう水道管という特殊な設備なものですから、見えている所もあったり、見えない所もあったりしてですね、その辺は非常に難しさがあったんだろうなと思ってます。今回、漏水事故のあった部分というのは、その給水管、壁から出ている部分ですけども、出ているものの、いわゆる被覆材という覆われている材料の中での漏水だったものですから、なお、その予見が難しいという状況がございました。ですので、同じ時期に付けたという設備がこの住宅の中にありましたので、それで緊急的にすべての点検をさして頂いて、すべてについて、同じ箇所の経年劣化が見られたものですから、この補正予算の中で順次、修繕対応していくと、いうことになってございます。

以上です。

(議長)

いいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

そうすると、この種の物については、特段何年で、もう1回、確認しますよ。何年できちっとした点検だとか、何年で取替るとか、それ北電さんの問題ということになるのか。そこら辺の制度設計ってどんなふうになってんですか。ここだけあり得る問題なんですか。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

私の承知しているところではですね、その何年ごとに定期的にこの管を点検するというにはなっていないというふうに思っています。ただ、先程の1問目ですね、ちょっと答弁漏れしましたけれども、この電気温水器に耐用年数というかですね、標準的な使用期間というのが10、15年ということでございますので、そのあたりは使われ方や、何らかの兆候が見られた時には、適宜、部位修繕をしていくということで対応させて頂いているということでございます。

よろしくお願い致します。

(議長)

いいですね

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

まず、報告第3号について、以上で終わります。

お諮りします。承認第1号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の、専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第10、議案第1号、江差町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**「町長」**（提案理由）

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例終了に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

**（議長）**

はい。次に、税務課長。

**「税務課長」**（補足説明）

それでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明致します。

議案書につきましては、20ページから22ページ、資料につきましては、3ページから28ページの資料2となります。

まずはじめに本年度の国保税率の改訂でございます。内容につきましては、資料の7ページから9ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された令和5年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、被保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。

資料8ページの表のとおり、合計税率は所得割が12.12%で0.27%との増、均等割が39,500円で5,500円の増、平等割が38,500円で900円の減となりまして、結果として一部保険税が減少となる世帯もありますが、ほとんどの世帯において、昨年度と比較しまして、保険税が増額となるところでございます。

なお、保険税の増の要因と致しましては、道から示された納付額が昨年度より増加し、国保の必要保険税額が154万5,452円増となったことと、保険税を支える国保世帯数、それと被保険者数の減少に伴い、今回増となったものでございます。

次に、資料の9ページの4、地方税法施行令の改正に移ります。改正の内容につきましては、（1）に記載のとおり、後期高齢者支援金の賦課限度額が2万円引き上げられ、22万円となるものでございます。また同じく、地方税法施行令の改正に伴い

まして、(2)に記載のとおり、減額措置に係る軽減措置の基準額が引き上げられ、5割軽減基準額で現行28万5千円の基準額が29万円となり、2割軽減基準額で現行52万円の基準額が53万5千円となるものでございます。

次に未就学児の均等額に係る軽減措置額の改正につきましては、この度の税率改正に伴いまして、9ページの5の表に記載のとおり、軽減基準額を改正するものでございます。

最後の9ページに、資料の9ページに記載のとおり6ですね、9ページの6に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う、国保税の減免の特例制度のつきましては、5類感染症に移行したことに伴って、国の財政支援が終了しまして、令和4年度をもって減免特例が終了するものでございます。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方、よろしくお願い致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。  
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第11、議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。  
町長。

「町長」（提案理由）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。  
新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例について、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

定例会議案書は23ページ、資料は29ページの新旧対照表をお開き下さい。本改正は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における減免に対して、令和5年3月31日までに転入された方などが令和5年4月1日以降に納期が設定された場合、現行条例では対象とならないことから、令和5年4月以降も摘要するために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。本条例の施行日は交付の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

予防接種法に基づく予防接種健康被害調査委員会委員への報酬支払いに関し、必要な事項を定めるため、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

定例会資料31ページからの資料4、新旧対照表をご覧ください。

本条例は予防接種法に基づく、予防接種健康被害調査事案発生に備え、別表及び附則別表第1に予防接種健康被害調査委員に関する事項を新設するものです。

報酬額は日額1万円、交付の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第4号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業のほか、一般事業における追加補正など18の事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,189万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,119万4千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第4号について、補足説明させていただきます。

議案書30ページから31ページの補正予算構成表をご覧ください。定例会資料は、33ページの資料5です。

まずは、臨時交付金事業です。令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業です。本事業は、臨時交付金の低所得世帯支援枠を充当して行うもので、エネルギー食料品等の物価高騰の影響を受ける、本年6月1日現在で当町に住民登録されている住民税非課税世帯など約1,600に対し、1世帯につき3万円を支給するものです。支給の開始は、7月を予定しています。補正額は4,998万1千円です。

次に、エエ町江差みんなの商品券事業です。資料は6です。本事業は、臨時交付金の推奨事業メニュー枠を充当して行うもので、物価高騰の影響を受ける生活者支援として、本年7月1日現在で当町に住民登録されている町民全員に対し、町が発行する一人あたり7千円分の商品券を配付することで、経済の下支えと好循環を図るものです。商品券は、来年1月末日まで町内の小売店等で活用でき、事業の実施は、江差商工会へ委託します。補正額は5,560万千円、財源は臨時交付金4,678万3千円、一般財源881万7千円です。

以上、2事業の補正額の合計は1億558万1千円となりました。

引き続き一般事業です。

はじめに、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立です。本件は、本年第3回臨時会で行政報告しました江差グリーンエナジー株式会社様より頂いた御寄附に係るものですが、寄附の申出に基づき北の江の島構想を着実に進め、かもめ島周辺の交流拠点づくりを促進するため、同基金に寄附金の全額を積み立てるものです。補正額は300万円です。

次に、コミュニティ助成姥神町豊年山、山車改修補助です。建造から140年以上を経過し老朽化が全体的に進行している中、特に損傷が著しい車輪の改修を行うことで、伝統文化を守り地域コミュニティ活動の推進を図ります。補正額は250万円、その他特定財源は、一般社団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成です。

次に、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還です。本事業は前年度に実施した家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給した電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金について、この度、国の交付金の額が確定したことから、未執行分の補助額を返還するものです。補正額は1,127万5千円、全額一般財源です。

次に、珠洲市災害支援です。本年5月5日に石川県能登地方でマグニチュード6.5の地震が発生し、当町と友好都市提携を結ぶ石川県珠洲市では、この地震により最

大震度6強を観測し、甚大な被害に遭われました。この間、珠洲市役所と支援物資や職員派遣などに関して連絡を取り、当面県内での支援等により対応が可能との返答を得たところですが、この度、町長が江差追分会用務で石川県へ出向くことから、一日も早い復旧復興を願い、災害見舞金を送るものです。補正額は100万円です。

次に、令和5年度低所得子育て世帯価格高騰支援給付金事業ひとり親以外です。資料7をご覧ください。本事業は、昨年度に引き続く事業で、昨年度の本事業による給付金を受給した方、あるいは、平成17年4月2日以降に生まれた方など対象児童の養育者であって、令和5年度の住民税均等割が非課税である方などが給付の対象となり、対象児童一人当たり一律に5万円を給付するものです。補正額は151万6千円、全額国庫支出金です。

次に、保育環境改善等事業です。令和4年9月、静岡県牧之原市の認定こども園で起きた送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、国の関係省庁により取りまとめられた子どものバス送迎安全徹底プランを踏まえ、町内で送迎用バスを保有する江差幼稚園に対し、置き去り防止装置を装備するための補助を実施します。補正額は17万5千円、全額国庫支出金です。

次に、日明保育園屋根雨漏り板金補修工事です。資料は8をご覧ください。集合煙突付近の屋根板金の錆腐食が激しく、ホール及び子育て支援室の天井から雨漏りが発生しており、床を濡らしている状況があるほか、蛍光灯の漏電の危険性もあることから、損傷部分の板金補修工事を行います。補正額は72万2千円です。

次に、道立江差病院医師確保対策です。道立江差病院に1年以上継続して勤務する医師に対し、研究資金の貸付支援を行うことで、医師確保対策を図るべく町が実施している医師研究資金貸付事業について、道立病院における今年度の総合診療科医師の体制が2名から3名に増員されたことから、所要の経費を補正します。補正額は150万円、財源内訳のその他特定財源は、過疎地域自立促進基金繰入金です。

次に、関連がございますので2事業を一括して説明させていただきます。感染症対策の推進と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保令和5年度春接種です。本事業は、先ほど議案第3号で説明したものですが、インフルエンザや新型コロナウイルス等の予防接種に伴う健康被害を調査し審査する同委員を報酬条例の対象とすることに伴って、当初予算において報償費で措置していたものを報酬に更正し、あわせて近隣町と報酬額の均衡を図ったものです。補正額は記載のとおりです。

次に、檜山地域人材開発センター西面外壁改修です。資料9をご覧ください。経年劣化により外壁鉄筋の錆腐食が著しく、コンクリートの爆裂やクラックが多数生じている人材開発センターについて、損傷部分を補修した上、塗装やシーリング等を施し延命化改修を行うものです。昨年度は、施設利用者が出入りする正面部分を優先して施工したところですが、今回引き続き緊急度の高い西面を施工するものです。補正額は1,612万8千円、全額一般財源です。

次に、経営所得安定対策です。本事業は、販売価格が生産費を恒常的に下回ってい

る作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、水田活用の直接支払交付金の手続き等に必要な経費を措置するもので、江差町地域農業再生協議会を主体とする間接補助事業です。補正額は82万2千円です。全額道支出金になります。

次に、経営発展支援事業初期投資促進事業です。資料は10をご覧ください。まずもって、若干の経過をご説明申し上げます。本件につきましては、本年第1回臨時会で議決を頂いた事業でございます。議決後、当該就農者において、肉用牛の購入に向け市場を通じて参りましたところ、希望に叶う肉用牛が見つからなかったため、やむなく令和4年度の交付決定を取り下げたものでございますが、今回改めて同じ計画内容にて交付申請した結果、事業採択されましたことから、再度補正予算を提案させて頂くものです。事業概要については、割愛させていただきます。補正額は375万千円、全額道支出金です。

次に、新豊川団地駐車場外灯LED化改修工事です。資料11をご覧ください。経年劣化により照度が低下し、塩害で不点灯等の不具合が生じている団地内駐車場の外灯3基について、水銀灯からLEDへ長寿命化改修します。補正額は158万4千円です。

最後に科目は分かれますが、同じ事業となりますので一括して説明致します。学習指導員配置小学校、中学校です。資料12をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策を図る少人数指導やチームティーチング指導など教員の指導業務を補助し、子どもの学びの保証をサポートするため、この間、道の事業により、町立小中学校に学習指導員各1名を配置して参りましたが、去る5月8日の新型コロナウイルスの類型変更に伴う見直しにより、本年7月31日をもって事業が終了される見通しとなりましたことから、引き続き学校経営の安定化を図るため、町単独事業として、各校1名を継続配置します。補正額は小中学校合わせ241万8千円、全額一般財源です。

以上、一般事業16の補正額の合計は4,631万千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありま……。誰。

はい。室井議員。

## 「室井議員」

はい。

1点だけ、完結にですね、質問したいと思います。

かもめ島交流拠点づくりに300万、寄附頂いたのを基金として積み立てた。これは結構なことだと思います。

それですね、かなり長い間ですね、具体的になかなか見えてこない。これは難しい問題も入っているんですね。あの周辺の、に、核となるですね、施設を考えたけどなかなか難しく、うまくいっていないという問題も私は前にも報告受けてますから、いいんですけども、だけど、それが決まらないとね、じゃあそこ全体が動かないのかっていうことも、また1つ考えてみる必要があると思うんですよね。だから、その部分は多少時間かかってもですね、多少時間かかっても、他の部分をどうしていくんだと。かもめ島の賑わいどうして作って行くんだ。今、色んなことやってます。問題はあのは入口からね、含めた部分、どうしていくんだという、やっぱり構想もね、ちょっと練る必要があるのかなと私は思います。それをね、考えながらね、そういう時期といい、参加希望者があればですね、検討していくと。なかなかですね、人口減ってきます。高齢者も増えてきます。色々難しいと思いますよ。そういう大きいそういう企業を連れてくる、来てくれれば一番いいんですが、ちょっとその辺もですね、もうざっくばらんに考えをですね、ちゃんと深めて、こっちはこっち、でもそれが決まるまで、こういうことをやろうっていうね、そういう提案も考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、それについて如何かなと思います。

以上。

## (議長)

はい。誰だ。

ちょっと、お待ち下さい。

はい。まちづくり推進課長。

## 「まちづくり推進課長」

室井議員から、北の江の島構想の進捗に関して、真っすぐにはわからないのはわかるけども、何らかの対策をしっかりとやるべきだというお話を頂きました。

2月に議会の皆様に、この間の経過について、ご説明をさせて頂きながら、基本計画については、本来3月末でまとめて次のステップというところを、のものを少し延ばさして頂くというところをご理解頂いたところです。

それらを含めてですね、あるいは基本構想、基本計画を、基本構想、ホームページとかで掲載している中で、いくつかの企業からも、色々この事業に関して興味を示して頂いているという状況がございます。町としてみれば、そういった企業がどこまで参画して頂けるのかというところをしっかりと見定める時期も必要だと思いますけど



**(議長)**

いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第14、議案第5号、工事請負契約締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**「町長」**(提案理由)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容及びつきましては、契約の目的、旧江光ビル跡地活用拠点施設建設工事、工事場所、江差町字新地町7番地1他、契約の方法、指名競争入札、契約の金額2億8,820万円、契約の相手方 亀田工業前田組経常建設共同企業体 代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地 亀田工業 株式会社代表取締役 川合 智でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第5号、工事請負契約締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第15、発議第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書の提出を議題と致します。

**(議長)**

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第16、発議第2号、地方財政の充実強化に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第17、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、30人以下学級など、教育予算確保拡充と、就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第18、発議第4号、道教委これからの学校づくりに関する指針を抜本的に見直し、すべての子どもに、ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第19、発議第5号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第5号については、否決されました。

(議長)

以上で本定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和5年、第2回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん、4年間大変ご苦労様でした。

ご協力ありがとうございます。

閉 会 13:46